

令和7年第9回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第9号)

招 集 年 月 日	令和7年9月24日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和7年9月24日 9時30分	議長 沖 貴雄
	閉会	令和7年9月24日 9時50分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	△
議事録署名委員	7 番	武本 宮紀	
	8 番	影井 伊久美	

会議に付した事案

[illegible]

議長	総会を開会させていただきます。 本日の出席委員 9 名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和 7 年第 9 回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9 : 30)
議長	議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。 (全員異議なし)
議長	全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に 7 番委員と 8 番委員を指名します。
議長	会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、内藤康介氏を指名します。
議長	それでは、今回提出された議案第 57 号から議案第 62 号について事務局長より提案説明をお願いします。
事務局長	(提案説明)
議長	それでは、議案第 57 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 57 号の説明をします。議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 57 号、安芸太田町農業委員会事務局職員の任免について。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっております。よって、世羅^{せらかつひろ}活大氏を事務局職員に任ずる内容となっております。以上です。
議長	それでは、議案第 57 号について、審議に入ります。 議案第 57 号について質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 57 号については、承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 57 号につきましては承認決定いたしました。 よって、世羅^{せらかつひろ}活大氏を農業委員会事務局職員に任命いたします。

	いと合わせて譲り受けることとなり今回の許可申請となりました。今後は、お持ちの管理機などを使用して家庭菜園的な耕作をしていきたいそうです。周辺の営農環境に障害をもたらす恐れもなく、許可相当と判断しました。審議のほど、よろしくお願いします。
議長	それでは、議案第 60 号について審議に入ります。議案第 60 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 60 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 60 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは、議案第 61 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 61 号の説明をします。議案書の 11 ページをご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所及び氏名は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん耕作面積は 699 m²でそれぞれ持ち分が 3 分の 1 となります。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん耕作面積は 280 m²です。権利の内容は譲渡による所有権移転となります。 申請地は大字戸河内、字盆手、地番が 962 番地 1、地目が畑で面積が 699 m²です。 理由としましては、譲渡人は遠方に居住し耕作困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて 9 番委員より詳細説明をお願いします。
9 番委員	はい。議案第 61 号について説明いたします。議案書 11 ページ、図面 12, 13 ページをご覧ください。本事案は譲渡人■■■■■■■■■■さんの三名から譲受人の■■■■さんへの無償譲渡による所有権移転事案です。9 月 10 日、行政書士の■■■■さんに電話をして現地を確認してきました。申請地は、役場より西に 600 メートルの場所になります。譲渡人の三名は遠方で高齢のために、規模拡大したい■■■■さんに無償譲渡されたいとのことです。■■■■さんはこれまで農業をされており、農機具もお持ちです。このように、周辺の農地利用に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断しました。審議のほど、よろしくお願いします。

議長	それでは、議案第 61 号について審議に入ります。議案第 61 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 61 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 61 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第 62 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、まず、申請者より一部取下げ願いが提出されておりお手元にあります差し替え用のページを基に議案第 62 号の説明をさせていただきます。 議案書の 14 ページをご覧ください、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん。耕作面積は 611 m²です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん耕作面積は 3,116 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となります。 申請地は大字加計、字香草、地番が 1037 番地 2、地目が畑で面積が 462 m²です。 理由としましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。続けて説明いたします。 資料 4 をご覧ください。9 月 21 日、現地調査と譲受人の■■■■さんへの聞き取り調査を行いました。 譲受人の■■■■さんによりますと、譲渡人の■■■■さんより申請地を譲り渡したいとの希望があり、譲受人は、申請地が自宅に隣接しており野菜を栽培したいとの思いがあり、この度譲り受けとのこと。現在、譲受人は農機具を管理機、刈り払い機のみ所有されておりますが、取得した空き家の回収がある程度完了した時点で本格的に野菜栽培に取り組むとのこと。また、周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第 3 条第 2 号各号に該当しませんので許可相当と判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは、議案第 62 号について審議に入ります。議案第 62 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 62 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長	挙手多数でありますので、議案第62号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が1点ございます。 農地法第3条の3の規定による届出書が5件出ております。 資料1をご覧ください。■■■■の■■さん、■■さん、■■さん、■■さん、■■の■■さんからの相続の届出になります。 届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。
議長	質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和7年第9回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(9:50) 以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。 議長 7番委員 8番委員